

令和元年度第7回石垣市教育委員会9月定例会会議録

日時 令和元年9月27日(金)  
午後2時00分開会  
午後3時40分閉会  
場所 石垣市教育委員会事務局ホール

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	石 垣 安 志
教育長職務代理者	金 城 綾 子
委 員	浦 内 克 雄
委 員	大 道 夏 代
委 員	南 和 秀

【教育委員会事務局等職員】

教 育 部 長	天 久 朝 市
総 務 課 長	仲 間 千 加 史
学 務 課 長	入 嵩 西 覚
学 校 教 育 課 長	與 世 山 淳
いきいき学び課長	砂 川 栄 秀
文 化 財 課 長	下 地 傑
市 史 編 集 課 長	大 濱 憲 二
博 物 館 長	浅 田 浩
学校給食センター所長	成 底 広 敏
図 書 館 館 長	桃 原 直
総務課企画調整係長	内 原 正 勝
総務課企画調整係主事	平 得 航 二 郎

傍聴人 報道関係者1名(八重山毎日新聞)

議事

- (1) 議案第42号 石垣市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第43号 桃原用昇奨学貸付金規則等の一部を改正する規則について
- (3) 議案第44号 石垣市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第45号 石垣市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第46号 石垣市小学生・中学生教育交流事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- (6) 議案第47号 石垣市児童生徒の県外派遣にかかる輸送費補助に関する補助金交付要綱の制定について
- (7) 議案第48号 (仮称)石垣市ユースセンター設置検討委員会設置要綱の制定について
- (8) 議案第49号 石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについて
- (9) 議案第50号 臨時代理の承認を求めることについて(石垣市青少年街頭指導員に関する要

(10) その他

開会 午後2時00分

石垣教育長	皆さんこんにちは。朝は涼しくなっており、暑さも大分和らいできましたね。台風15号は、千葉県を中心に猛威を奮い、3週間たった現在でも停電が続いているところもあるそうです。また、石垣島の南では台風18号が発生しそうであり、来週の台湾蘇澳鎮の教育交流に影響が出ないことを願っております。それでは、これより令和元年度第7回石垣市教育委員会9月定例会を開会します。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思いますが、現在傍聴人はいらしていません。石垣市教育委員会会議規則第7条に、会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とする議決があったときは、これを公開しないことができる。と規定されています。本日の議事については、公開とするとしてよろしいでしょうか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは、本日の会議は公開とします。次に、前回会議録の承認についてであります。前回の8月定例会の会議録について、質疑、訂正等がありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、前回の8月定例会の会議録を承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、今回の会議録署名人について、今回は金城委員と南委員を指名します。よろしいですか。
金城・南委員	はい。
石垣教育長	次に、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。金城委員より順次報告をお願いします。
金城教育長職務代理者	1点目に8月28日水曜日、学びに向かう学校づくり生徒フォーラムに参加しました。市内全中学校の学びに向かう学校づくりの推進は、これからの学校文化に寄与するものだと思います。学校教育課の皆さん、大変お疲れ様でした。2点目、9月4日に、令和元年度教育委員会施策に関する八重山地区協議会が開催予定でしたが、台風のため中止となりました。最後に、地域学習の一環とした今年のとらばら一大会の歌詞の部に、中学校6校から計518名の応募があったことに感動いたしました。報告は以上です。
石垣教育長	ありがとうございました。次に南委員よろしく願いいたします。
南委員	8月28日、学びに向かう学校づくり生徒フォーラム2019に参加しました。市内の全9中学校の生徒会が一堂に会して、ポスターセッションで自校の取り組みを報告し、また、グループ協議では、楽しく真剣に学習できる学校づくりについて討議をしておりました。私も学校にいて感じていたのですが、生徒会活動の充実が学校の雰囲気を変えます。そういう意味では、生徒会活動の充実について各学校の取り組みを参考にして、全学校の

	充実が図られれば良いなと思いました。そして、この生徒会活動の充実が学びに向かう学校づくりを実現し、学力向上に繋がっていくことを期待したいと思います。事業所管課の学校教育課の皆さん本当にお疲れ様でした。以上です。
石垣教育長 浦内委員	<p>ありがとうございました。次に浦内委員よりお願いいたします。</p> <p>8月28日、学びに向かう学校づくり生徒フォーラム2019に参加しました。市内中学校の生徒会代表が一堂に会し、各学校の取り組みを発表し、各々の課題や改善点を協議するとともに素晴らしい内容の生徒フォーラムでした。特に、他校の現状を知ることにより、他校の課題を自校の課題と捕らえ、真剣に、かつ、積極的に意見した生徒達は、自分の学校がどう取り組まなければいけないのかを学ぶ良い機会となったと思います。また、フォーラムに参加した生徒達が、各学校にて学びに向かう学校づくりに向けてリーダーシップを発揮してくれることを願っております。是非、次年度も開催して欲しいと思いました。フォーラムを担当された学校教育課の皆さん、大変お疲れ様でした。報告は以上です。</p>
石垣教育長 大道委員	<p>ありがとうございました。次に大道委員よりお願いいたします。</p> <p>8月28日、石垣市民会館中ホールで開催された学びに向かう学校づくり生徒フォーラム2019に参加しました。石垣市内9校の中学校の生徒代表が集まり、各学校の取り組み発表、グループ協議等が行われました。参加した中学生の皆さんの堂々とした発表や意見等、大変素晴らしく感動しました。フォーラムで学んだことを各学校に持ち帰り、学びに向かう学校づくりを推進していただきたいです。生徒達自らに課題を与え、考えさせ、話し合いを持たせ、自主性を尊重することは、とても大切なことだと思います。はじめての試みとのことでしたが、司会進行や時間配分がスムーズで内容も充実しており、とても良い取り組みでありました。報告は以上です。</p>
石垣教育長	<p>ありがとうございました。では、教育長の日程報告です。</p> <p>(教育長日程報告 令和元年8月24日～9月27日)</p>
各委員	<p>それでは、先程の各委員の報告について、質疑はありますか。</p> <p>(なし。)</p>
石垣教育長	<p>続いて議事日程の決定についてですが、議事日程については、原案どおりとしてよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
石垣教育長	<p>それでは議事に入ります。まず始めに、議案第42号石垣市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則について事務局より提案・説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>提案・説明</p>
石垣教育長	<p>質疑に入る前に、傍聴人がいらっしゃいましたので石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げます。傍聴人は、傍聴人の遵守事項を遵守してください。</p> <p>(石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げる。)</p>
大道委員	<p>それでは、ただいまの提案・説明について、質疑はありますか。</p> <p>石垣市の奨学金制度は30年以上続いているということで、大変素晴らしいことだと思っております。これまでの状況としていくつか質問したいと思います。まず、奨学金の貸付けを受けた学生の中で、休学や退学といっ</p>

	<p>た学生がいましたでしょうか。また、割合としてどれくらいでしょうか。 2点目に、現在貸付けしている奨学金の総額はいくらでしょうか。最後に返済状況や滞納についても教えてください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>具体的な細かい数字の部分につきましては、担当がおりますので担当の方から説明させていただきます。</p>
<p>総務課企画調整係主事</p>	<p>まず、休学や退学についてのご質問ですが、結論としまして若干名いらっしゃいます。これまで奨学金制度を利用された方は延べ270名程おり、休学、退学割合につきましては、正確な数字ではありませんが1割に満たない数であります。統計データがあるわけではありませんが、5%に満たないと思います。次に、奨学金の貸付け金額についてですが、今年度の事業費としまして約1,600万円を予算計上しております。最後の滞納状況についてですが、現在、奨学金を返済中の方の中で滞納者は30名いらっしゃいます。滞納額としましては、30名の合計で2,000万円を超えております。説明は以上です。</p>
<p>総務課長</p>	<p>滞納者は30名おりますが、これまで、この規則で規定する延滞金を上乗せして徴収したことはありません。規則では規定しておりますが、少しずつ分割でも返済していただくように本人と話し合い、対応していただいている状況であります。</p>
<p>教育部長 総務課企画調整係主事</p>	<p>償還金額の推移、滞納整理についても説明させていただきます。 滞納整理につきましては、平成28年度に奨学金滞納整理マニュアルを策定いたしました。平成29年度以降は、このマニュアルに沿って計画的な償還の促しといった収納対策に取り組んでいるところであります。それ以降償還金額の推移も大分伸びてきておまして、以前までは年間800万円程度だったものが、平成30年度では1,700万円以上あり、倍以上の成果があります。今年度としましても、前年度と同程度の金額の償還がある見込みでありまして、滞納整理状況としましては、現在のところ順調に成果が出ているものだと考えております。</p>
<p>大道委員</p>	<p>滞納額が2,000万円超と聞いて、かなり大きな金額だと正直思いました。滞納整理については、今のところ成果が出ているということで安心する部分もありますが、大切な基金でありますので更なる対策、収納強化についても検討していただきたいなと思います。</p>
<p>石垣教育長</p>	<p>現在は、奨学生が卒業した後、奨学生本人だけでなく連帯保証人である保護者に対しても奨学金の返済計画についてお伝えし、償還を促しているところであります。他に質問はありませんか。</p>
<p>金城教育長職務代理者</p>	<p>保証人変更届には実印とありますが、ほかでは押印省略の様式が多い中、ここは実印を押印してもらおうということですか。</p>
<p>総務課企画調整係主事</p>	<p>保証人変更届の下の部分に、注意書きで「新連帯保証人・新保証人の印鑑証明書を添付すること。」と記載しております。連帯保証人と保証人に対しましては、印鑑証明書の提出についても義務付けしていることから、この保証人変更届の様式につきましては、押印を省略せず、実印を押印していただきます。</p>
<p>石垣教育長 南委員</p>	<p>他に質問はありませんか。 延滞金についての質問です。「延滞金については、割賦金に100分の12を乗じた額を上限とする。」と規定がありますが、12月分の12%を上限とするということは、1年間分が上限という考えで12%と設定したのですか。</p>

総務課長	そうですね。延滞金は1年間以上滞納した場合に適用するのですが、そこから1月毎に1%上乘せとなります。上限を設けなかった場合に、仮に10年滞納した場合とんでもない数字になってしまいますので、1年分の12%を上限と設定いたしました。
南委員 総務課企画調整係主事	1年分を上限とした基準、根拠はあるのですか。 奨学金は私債権としての扱いになるのですが、一般的な借金の法律上の利息の上限が年利18%となります。それを超えないことが大前提にはあるのですが、奨学金という制度上、一般の借金とは違う性格がございます。このことを鑑みまして1年分の12%を上限として設定しております。
南委員	近年は、大学卒業してもワーキングプアといった社会問題がありますので、このあたりの問題となると延滞金が高すぎる場合は、大変厳しい部分があるのかなと思いました。
総務課長	これまで延滞金を徴収した事例はございませんが、今後、悪質な滞納が出てきた場合にこの延滞金を適用するものと考えております。
南委員	規則に規定するものでありますので、これから奨学生本人にもきちっと説明する必要があるかと思えます。
総務課長	そうですね。再三催促しても返す意思が見られないといった悪質滞納者に対しては、催促する際に、延滞金の適用についても通知していきたいと思えます。
南委員	規則に規定するわけですから、悪質滞納者に対しては規定どおりに運用していくことも必要になると思えます。
石垣教育長 浦内委員	他に質問はありませんか。 連帯保証人についてですが、家庭状況によっては両親がいない世帯もあるかと思えます。規則第7条でその代わりについて規定がありますが、具体的にはどうなるのでしょうか。
総務課長	基本的には扶養している方が連帯保証人の対象となります。両親がいない世帯であれば祖父母であったり、親戚といった奨学生本人の面倒を見ての方になると考えられます。この件につきましては、家庭状況のケースに合わせて柔軟に対応できるようにしたいと考えております。
浦内委員	家庭状況は様々でありますので、相談があった際には十分な説明と、家庭状況に沿った連帯保証人の設定ができるようお願いしたいと思えます。
石垣教育長 大道委員	他に質問はありませんか。 市民サービスの向上と業務の効率化ということで、このほかにも押印省略の案件がいくつか出ていますが、奨学金といったお金が絡むものの押印を省略することは妥当なことなのでしょうか。滞納者も多くいる中で、押印を省略していくことには疑問なのですが。
総務課長	押印省略につきましては、本人の自署が条件となります。印字されたものについては、押印省略はできません。本庁含めまして全庁的な動きとしまして、本人の署名を持って押印を省略できる文書については、押印を省略していくことになっております。もちろん中には押印を義務付けるものもあります。先程の実印を押すものだったり、この規則でも省略できないものについては省略していません。金銭が関わってくる奨学金のものでも、申請書や借用書といったものは、押印省略はしていません。住所変更届や卒業届といった省略が可能な様式についてのみ押印を省略しております。

石垣教育長	金銭が絡むものでありますので、実印でもってしっかりと押印していただく書類と押印を省略できる書類、分けて考えて実施しております。他に質問が無ければ進めてもよろしいでしょうか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは、議案第 42 号石垣市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 43 号桃原用昇奨学貸付金規則等の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	奨学金申請書様式の注意書きの 5 番目に「本人、保護者の印鑑が同一のときは、書類不備となります。」とありますが、これは実印でも同一の場合は書類不備となるのですか。
総務課長	保護者の実印については、印鑑証明書を添付していただきます。印鑑証明書は、保護者の実印のみの証明でありますので、申請者本人は使用できません。申請者本人は、実印でなく認印で構いません。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 43 号桃原用昇奨学貸付金規則等の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 44 号石垣市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。
学務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 44 号石垣市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 45 号石垣市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。
文化財課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 45 号石垣市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 46 号石垣市小学生・中学生教育交流事業実施要綱の一部を改正する要綱について、事務局より提案、説明をお願いします。
いきいき学び課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)

石垣教育長	それでは、議案第 46 号石垣市小学生・中学生教育交流事業実施要綱の一部を改正する要綱については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 47 号石垣市児童生徒の県外派遣にかかる輸送費補助に関する補助金交付要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	県立学校については県からも補助があるかと思いますが、市の補助金との兼ね合いについて教えてもらえますか。
総務課長	県立学校につきましては、確かに高体連や高文連といった大会につきましては県からも補助がございます。県の補助は、宿泊費の一部助成でありまして、渡航費については補助がありません。石垣市の助成は渡航費用と今回提案の輸送費についてでありますので、補助の対象項目を分けることにより、どちらの補助も受けることができます。これにつきましては、県の方とも調整しながら、補助対象が重ならないようにしております。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 47 号石垣市児童生徒の県外派遣にかかる輸送費補助に関する補助金交付要綱の制定については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第 48 号（仮称）石垣市ユースセンター設置検討委員会設置要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
いきいき学び課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
南委員	ユースセンターについてももう少し詳しく教えていただけますか。
いきいき学び課長	青少年センターでは、不登校児童生徒の支援のほかにも子ども・若者の自立支援を行っており、その対象年齢は 0 歳から 39 歳となっております。今後、施設を設けるとする場合には、青少年センターだけではなく、同じく登野城公民館の老朽化問題を抱えているあやばに学級とも一緒に入ることも考えられることから、教育支援、自立支援をする拠点として、仮ではありますがユースセンターという名称を使用しております。この要綱により検討委員会を立ち上げ、関係課と議論を深めていきたいと考えております。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
浦内委員	委員は行政職員で構成されておりますが、民間の方を入れていないことについて理由はありますか。
いきいき学び課長	この委員会は、文化会館及び登野城公民館の老朽化に伴い、今後の体制づくりについての検討委員会であります。ユースセンターという施設を設ける、設けないにしろ現在の不登校支援や子ども・若者支援は継続されていきます。仮に施設を造る、賃貸するとなると、行政の財政的な部分や組織態勢がメインとなりますので、市職員のみで構成しております。この中で施設を新設となった場合には、その後、基本構想や基本計画を策定する運びとなりますので、その時には有識者や市民、関係団体よりのご意見、

ご提言を受ける態勢を整えるものだと考えております。今回は、その入り口の部分でありますので、このような組織体制でご承認をいただきたいと考えております。

石垣教育長 他に質問はありませんか。

各委員 (なし。)

石垣教育長 それでは、議案第 48 号 (仮称) 石垣市ユースセンター設置検討委員会設置要綱の制定については、原案可決としてよろしいですか。

各委員 はい。

石垣教育長 それでは次に、議案第 49 号石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。

総務課長 提案・説明

石垣教育長 ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。

各委員 (なし。)

石垣教育長 それでは、議案第 49 号石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについては、原案可決としてよろしいですか。

各委員 はい。

石垣教育長 それでは次に、議案第 50 号臨時代理の承認を求めることについて (石垣市青少年街頭指導員に関する要綱の一部を改正する要綱)、事務局より提案、説明をお願いします。

いきいき学び課長 提案・説明

石垣教育長 ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。

各委員 (なし。)

石垣教育長 それでは、議案第 50 号臨時代理の承認を求めることについて (石垣市青少年街頭指導員に関する要綱の一部を改正する要綱) は、承認としてよろしいですか。

各委員 はい。

石垣教育長 次に、その他についてですが、事務局よりその他の報告はありますか。

いきいき学び課長 (不登校対策支援事業検討会議について報告)

石垣教育長 ただいま報告について、質疑はありませんか。

委員・課等の長 (質疑応答あり)

石垣教育長 議事については、以上となります。最後に各課報告をお願いします。

各課等の長 (配付資料に基づき報告)

石垣教育長 ただいまの各課の報告について、質疑はありますか。

各委員・各課等の長 (質疑応答あり)

石垣教育長 それでは、これで令和元年度第 7 回石垣市教育委員会 9 月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 40 分